

安全データシート(SDS)

平成27年12月1日 改訂

1.化学物質及び会社情報

茨城県猿島郡五霞町元栗橋5971
株式会社**サビたん**テクノロジー
R&D Lab 福元 郁子
TEL. 0280・80・0005(代)
緊急連絡電話番号も同じ
FAX 0280・80・0006(代)

製品名	: サビたんまで塗れるカラ〜
製品説明(種類)	: 特殊アルキド合成樹脂塗料

2.危険有害性の要約

GHS分類	
物理化学的危険性	: 引火性液体 区分2
健康に対する有害性	: 急性毒性 経口 区分5 吸入(粉塵/ミスト) 区分4 皮膚腐食性・刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) 区分2 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分1 吸引性呼吸器有害性 区分1
環境に対する有害性 (環境有害物質を対象)	: 水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(慢性) 区分3
ラベル要素 絵表示 又はシンボル	:



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 引火性液体 飲み込むと有害のおそれ(経口) 吸入すると有害(蒸気) 皮膚刺激 皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮) 重篤な眼刺激 発がんのおそれの疑い 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害 水生生物に毒性

注意書き	: 【安全対策】 ・ 防爆型の電気機器等を使用すること。 ・ 火花、裸火のような着火源から遠ざけること。禁煙厳守。 ・ 適切な保護手袋、保護眼鏡、保護マスクを着用すること。 ・ ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・ 取扱い後はよく手洗い、うがいを励行すること。 ・ 容器を密閉しておくこと。
------	---

【救急処置】

- ・火災の場合には適切な消火方法をとること。
- ・吸入した場合：気分が悪い時は医師の診断を受けること。
- ・眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
- ・皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
- ・皮膚（又は毛髪）に付着した場合：直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
- ・飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当を受けること。

【保管】

- ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
- ・子供の手の届かない所に保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、その地区を管轄する役所の規則に従って処理すること。

3.組成・成分情報(危険有害性物質を対象)

成分名	CAS.No	化審法・安衛法	含有量(%)
リグロイン	8032-32-4	(2)-6	30
低沸点芳香族ナフサ	64742-95-6	—	10
1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	(3)-7,(3)-3427	5
キシレン	1330-20-7	(3)-3	5
中沸点脂肪族ナフサ	64742-88-7	—	5
1,3,5-トリメチルベンゼン	108-67-8	(3)-7	5
アルミフレーク	7429-00-5	—	0~5
エチルベンゼン	100-41-4	(3)-28,(3)-60	5

4.応急措置

- 吸入した場合 : ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。
嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : ・付着物を布で素早く拭き取る。
大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。
溶剤、シンナーは使用しないこと。
外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、医師の診断を受けること。
- 目に入った場合 : ・直ちに清浄な水で15分以上洗眼し、眼科医の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。

5.火災時の措置

- 使用可能消火剤 : ・棒状水[×] 炭酸ガス[○] 泡[○] 粉末[○] 乾燥砂[○]
- 消火方法 : ・NFPAのクラスBの消火剤を使用
・適切な保護具(耐熱着衣等)を使用する。
・可燃性のものを周囲から速やかに取除くこと。
・水を消火に用いても効果が無い。

6.漏出時の措置

- 漏出時の設置 : ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)着用する。
・流出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
・付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をすること。
・付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取除く。
・着火した場合に備えて適切な消火器を用意する。
・火花が発生しないように、プラスチック製の容器を用いて回収する。
・乾燥砂、土、その他不燃性の物に吸収させて回収する。
・大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意
- 「取扱い」
- ・ 換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。
 - ・ 周辺で火気使用を禁止する。
 - ・ 皮膚に触れたり、目に入らぬよう適当な保護具を着用する。
 - ・ 作業後は手、顔等をよく洗い休憩所等に汚染した保護具を持ち込まない。
- 「保管」
- ・ 日光の直射を避け、通風のよい所に保管する。
 - ・ 火気、熱源から遠ざけて保管する。
 - ・ 子供の手の届かない所に保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

急性毒性(原液部)	・ リグロイン	: 15,875
(管理濃度)	・ 低沸点芳香族ナフサ	: > 5,000
LD50(mg/kg:ラット経口)	・ 1,2,4-トリメチルベンゼン	: 5,000
	・ キシレン	: 3,500
	・ 中沸点芳香族ナフサ	: > 5,000
	・ 1,3,5-トリメチルベンゼン	: 5,000
	・ アルミフレーク	: 情報なし
	・ エチルベンゼン	: 3,500
(許容濃度)	・ リグロイン	300ppm
ACGIH	・ 低沸点芳香族ナフサ	100mg/m ³
	・ 1,2,4-トリメチルベンゼン	25ppm
	・ キシレン	100ppm
	・ 中沸点芳香族ナフサ	100ppm
	・ 1,3,5-トリメチルベンゼン	25ppm
	・ アルミフレーク	1mg/m ³
	・ エチルベンゼン	125ppm
設備対策	・ 取扱設備は防爆型を使用する。 ・ 作業場所の換気を良くし蒸気の滞留を防ぐ為、窓や扉の開放をすること。爆発限界範囲に入らないように空気の流れを管理するため、局所廃棄装置や長時間の作業では、有機ガス用防毒マスクを着用する。	
呼吸器の保護具	・ 密閉された場所では、送気マスクを着用する。	
眼の保護具	・ 保護メガネを着用する。	
皮膚及び身体の保護具	・ 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。	

9. 製品の物理及び化学的性質(含有成分より類推)

外観等	: 液体
色	: 各色
沸点	: 138℃～204℃
臭気	: 有機溶剤臭
比重	: 0.93
引火点	: 12℃

10. 安定性及び反応性(原液部)

安定性・反応性	: ・ 特に無し。
危険有害反応可能性	: ・ 通常条件下では生じない。
混触危険物質	: ・ 酸化剤、強酸
危険有害な分解生成物	: ・ 加熱分解により一酸化炭素 二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報(原液部)

急性毒性 経口	: 区分5
吸入(粉塵/ミスト)	: 区分4
皮膚腐食性 / 刺激性	: 区分2
眼損傷性 / 刺激性	: 区分2
発がん性	: 区分2
生殖毒性	: 区分1B
特定標的臓器 / 全身毒性(単回ばく露)	: 区分2(麻酔作用)(気道刺激性)
特定標的臓器 / 全身毒性(反復ばく露)	: 区分1(呼吸器・神経系)
吸引性呼吸器有害性	: 区分1

12.環境影響情報(原液部)

成分の水生環境有害性

(環境有害物質を対象) : ・水生環境有害性(急性) : 区分1
・水生環境有害性(慢性) : 区分3

漏洩・廃棄等の際には、環境に影響を与えるおそれがあるので取り扱いに注意する。

13.廃棄上の注意

- ・廃棄物は産業廃棄物に該当するため 廃棄物処理基準に従い、業者に委託する場合、運搬は産業廃棄物収集運搬業者に、処分は 産業廃棄物処分業者に委託する。
- ・容器 機器装置等を洗浄した排水等は、地面排水溝へそのまま流さない。
- ・廃水処理、焼却等により発生した廃棄物についても 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、処理を委託する。

14.輸送上の注意

共通 : ・ 取り扱い及び保管上の注意の項の 一般的注意に従う。
陸上輸送 : ・ 消防法 労働安全衛生法 毒劇物取り締まり法に該当する場合は 輸送について定めるところに従う。
海上輸送 : ・ 船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送 : ・ 航空法に定めるところに従う。
国連番号 : ・ 1263
指針番号 : ・ 128
IMDG : ・ Class 3.2-Flammable liquids Intermediate FP group

15.適用法令

消防法 : ・第4類引火性液体、第二石油類(非水溶性) 危険等級Ⅱ
労働安全衛生法 : ・危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
(キシレン・エチルベンゼン)
・名称等を表示すべき有害物(施行令第18条)
(キシレン・エチルベンゼン)
・名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号 第321号)
(キシレン・エチルベンゼン・1,2,4-トリメチルベンゼン・1,3,5-トリメチルベンゼン)
・第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
・特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(施行令別表第3、□
特定化学物質障害予防規則第2条第1項第3号の3) □
(エチルベンゼン)
労働基準法 : ・疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)(キシレン)
毒物劇物取締法 : ・該当しない。
船舶安全法 : ・引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
(キシレン・エチルベンゼン)
航空法 : ・引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
(キシレン・エチルベンゼン)
化学物質管理促進法 :
(PRTR法) ・エチルベンゼン 5% 第1種 53
・キシレン 5% 第1種 80
・1,2,4-トリメチルベンゼン 5% 第1種 296
・1,3,5-トリメチルベンゼン 5% 第1種 297

16.その他

引用文献 ・ 原材料物質データベース(日本塗料工業会編集)
・ 溶剤ポケットブック
・ 化学物質の危険・有害便覧(中央労働災害防止協会編)
・ (社)日本化学工業会 エクセル版簡易GHS分類ソフト
・ 原料メーカーMSDS

注意

この製品安全データシートは、安全な使用と取り扱いをして頂く為に 信頼し得ると考えられる資料ならびに測定などに基づき 一般的な取り扱い等を前提として作成したものです。

記載している注意事項は 人、環境、安全、健康等 全ての面への影響を網羅するものではありません。

また 製品について如何なる保証をするものではなく、使用におかれましては 関係法令に従い この製品安全データシートを参考に ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定の上 ご使用下さいますようお願い致します。
